

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営について管理者並びに職員は、次の運営の方針に従い業務を遂行する。

- (1) 事業所は、被保険者が要介護状態となった場合、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、被保険者の意思を踏まえ、必要な協力を行うこととする。また、利用申込者が申請を行っているか否かを確認し、その支援も行う。
- (3) 事業所は、被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効率的に介護サービス計画を提供されるよう配慮し努める。
- (4) 事業所は、美濃加茂市から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行う。
- (5) 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏らないように公平、中立に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美濃加茂市社会福祉協議会
- (2) 所在地 美濃加茂市深田町三丁目5番8号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

- ア 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - イ 管理者は、支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。
- (2) 介護支援専門員 4名以上
- ア 第2条の運営の方針を遵守し、介護支援業務にあたるものとする。
 - イ 利用者の数が35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法については、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- (2) 事業所は、被保険者の要介護認定等の確認及び申請の代行については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。また、要介護認定等を受けた者から、事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間、介護保険負担割合を確認する。
- (3) 事業所は、美濃加茂市内の被保険者から介護等を要する者の早期発見に努め、要介護認定等の申請が行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援する。
- (4) 要介護認定者等の更新申請についても、既に受けている要介護認定等の有効期間が満了する1箇月前からできるように必要な支援をする。
- (5) 事業所は、要介護認定者等の居宅サービス計画・介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメント計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成について、被保険者と家族の意見を尊重して、保健医療サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な居宅サービス計画等を作成し、被保険者の承認を得て、サービス提供の手続を行う。
- (6) 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知することとする。
 - ア 利用者が、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

イ 利用者が、偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画等の作成

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画等の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 利用者に対する情報提供

居宅サービス計画等作成にあたっては、利用者及びその家族等に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービスの内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるように配慮する。

(3) 要介護認定の申請等に係る援助

(4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画等作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族との面接を行い、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような解決すべき課題を把握、分析しなければならない。

なお、使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

(5) 居宅サービス計画等の原案作成

介護支援専門員は、利用者又はその家族の指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、サービスの目標、達成時期及びサービス提供をする上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画等の原案を作成する。

(6) サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、当該計画に位置づけられているサービス担当者に対し、会議の招集、照会等を行うことにより、当該居宅サービス計画等の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(7) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者及びその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。

(8) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画等作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて適宜、利用者の課題把握を行うとともに、居宅サービス計画等の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

なお、利用者の状態等を把握するため、特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し利用者とは面接する。

(9) 介護保険施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所等しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画等の作成等、必要な援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、美濃加茂市の区域とする。

(利用料)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 事業者は、毎月、関係市町村に対し、居宅サービス計画等その他実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(設備及び備品等)

第11条 事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情については、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会苦情解決の組織及び取扱規程に基づき処理するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第17条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止する従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等（美濃加茂市社会福祉協議会就業規則 第33条）の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を確保することとする。

2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員その他の職員の勤務体制、サービスの選択に

必要な重要事項を事業所の見やすい場所に掲示する。

- 3 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要したり、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 4 事業所は、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画等、サービス担当者会議及び居宅介護支援に関する記録整備については、完結の日から5箇年間保存しなければならない。
- 5 本会の会長は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。